

第5章 障害福祉サービス等支援の従事者の確保及び質の向上

第1節 サービスの提供に係る人材の研修

障害福祉サービス等支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の提供に係る人材の確保と質の向上を図ります。

(1)認定調査員等研修

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に介護給付費等の支給決定事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害支援区分認定調査員等の資質向上を図ります。

(2)居宅介護職員初任者研修

居宅介護の提供に必要な知識、技術を取得しようとする従業者等に対し、研修を行います。

(3)同行援護、行動援護従業者養成研修

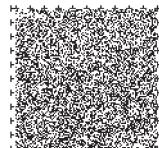
同行援護、行動援護それぞれのサービスの提供に必要な知識、技術を取得しようとする従業者等に対し、研修を行います。

(4)相談支援従事者初任者、現任、専門研修

障害児者の意向に基づく地域生活を実現するため、必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、相談支援に従事する者の資質の向上を図ります。

(5)サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修

障害福祉サービス事業所や施設、障害児支援事業所において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の養成を行います。



(6)障害者虐待防止・権利擁護研修

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」に基づく制度等に関する知識を深め、障害者の虐待防止及び虐待を受けた障害児者に対する適切な支援を行うため、障害福祉サービス事業所等の管理者、従事者及び障害者相談支援の窓口担当者(市町職員を含む)に対して研修を行います。

(7)介護職員等に対する喀痰吸引等の実施のための研修

介護職員等による喀痰吸引等の制度化に伴い、居宅及び障害者支援施設等において必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等の養成を行います。

(8)強度行動障害支援者養成研修

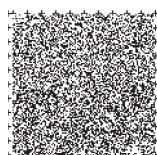
強度行動障害を有する方に対して適切な支援が行われるよう、強度行動障害を有する方の福祉サービスに携わる職員に対して研修を実施します。

(9)精神障害関係従事者養成研修

日頃から受診する内科等の地域医療に携わる医師(かかりつけ医)に対し、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図るために、うつ病等の診断、治療を含む知識・技術及び精神科等の専門の医師や地域の関係者との連携方法等について研修を実施します。

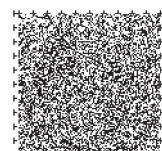
(10)療育支援センターにおける各種研修

障害児の支援に携わる保育所、幼稚園、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、放課後児童クラブ等の職員、特別支援教育関係者等に対し、支援スキルの向上を図るために、障害児支援の基礎知識や技法に関する研修を行います。

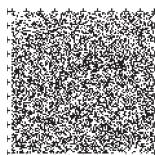


研修一覧表

研修名	実施方法	回数	定員 (人)
(1)認定調査員等研修			
認定調査員研修	県で企画・実施。	1回	—
審査会委員研修		5回	—
主治医研修	県医師会等の協力を受けながら実施。	2回	—
(2)居宅介護職員初任者研修			
居宅介護職員初任者研修	※介護保険における介護職員初任者研修の研修カリキュラムと同等であることから、介護保険の研修を受講いただくこととしています。	—	—
(3)同行援護、行動援護従業者養成研修			
同行援護従業者養成研修 (一般課程)	研修事業者を指定することにより実施。	—	20
同行援護従業者養成研修 (応用課程)		—	20
行動援護従業者養成研修		—	20
(4)相談支援従事者初任者、現任、専門研修			
相談支援従事者初任者研修	国の指導者養成研修修了者等により構成される企画・検討委員会で研修内容等を協議して実施。	1回	300
相談支援従事者現任研修		1回	60
相談支援従事者専門研修		2回	80
(5)サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修			
サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修	国の指導者養成研修修了者を中心として研修計画を立てて実施。 また、研修事業者を指定することにより実施。	2回	500
(6)障害者虐待防止・権利擁護研修			
障害者虐待防止・権利擁護研修	国の指導者養成研修修了者を中心として研修計画を立てて実施。 また、県で企画・実施又は適切な研修事業者に委託して実施。	1回	100



研修名	実施方法	回数	定員 (人)
(7)介護職員等に対する喀痰吸引等の実施のための研修			
介護職員等に対する喀痰吸引等(特定の者対象)の実施のための研修	研修業務を県で企画・実施又は適切な研修事業者に委託して実施。	3回	100
介護職員等に対する喀痰吸引等(不特定の者対象)の実施のための研修		1回	100
(8)強度行動障害支援者養成研修			
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)	研修事業者を指定することにより実施。	3回	300
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)		2回	200
(9)精神障害関係従事者養成研修			
かかりつけ医うつ病対応力向上研修	県医師会へ委託して、かかりつけ医等を対象に研修を実施。	2回	200
10)療育支援センターにおける各種研修			
障害児保育基礎研修 (幼稚園・保育園向け)	県で企画・実施。	1回	60
児童発達支援研修 (療育機関向け)	また、研修内容については、療育支援センター研修検討委員会等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。	1回	30
障害児保育専門研修		1回	40



第2節 人材の確保及び育成のための関係機関との連携体制

■保健福祉事務所、精神保健福祉センター及び高次脳機能障害支援拠点機関

精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健福祉事務所、精神保健福祉センター及び高次脳機能障害支援拠点機関等との連携を行い、専門分野別の研修等、地域の実情に応じた研修を実施していきます。

■教育機関及び福祉人材・研修センター

学校での福祉教育や、福祉人材・研修センターによる福祉人材の無料職業紹介等の取組により、若年層における障害福祉サービスにかかる理解促進や、障害者支援にかかる人材の確保への支援を行います。

第3節 事業者に対する第三者の評価

社会福祉法第78条において、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされているところであります。県は事業者から提供されるサービスについて、当事者(事業者及び利用者)以外の第三者により評価を行う「さが福祉サービス評価制度」の普及・啓発を図ります。

【評価機関】

- 医療・福祉ネットワークせいわ
- 公益社団法人佐賀県社会福祉士会
- 福祉サービス評価センターさが

※さが福祉サービス評価制度…事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な評価等機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度。県では平成18年4月から福祉サービス評価制度開始。

